

令和元年第 2 回  
山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

会 議 録

令和元年 10 月 29 日 開会  
令和元年 10 月 29 日 閉会

山梨県後期高齢者医療広域連合議会

## 目 次

### ○招集告示

#### 第 3 号(10 月 21 日)

○応招議員	1
○不応招議員	1
○議事日程	2
○会議に付した事件	2
○出席議員	2
○欠席議員	2
○説明のため出席した者	2
○事務局職員出席者	3
○開会	3
○諸般の報告	3
○連合長あいさつ	3
○議席の指定	4
○会議録署名議員の指名	4
○会期について	4
○広域連合議会運営委員会委員の選任	4
○認定第 1 号の上程、説明、採決	4
○認定第 2 号の上程、説明、質疑、討論、採決	7
○議案第 6 号の上程、説明、採決、討論、採決	10
○議案第 7 号の上程、説明、採決、討論、採決	12
○議決事件の条項、字句等の整理	13
○閉会	13
○会議録署名	14

## 令和元年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

山梨県後期高齢者医療広域連合告示第6号

令和元年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を次のとおり招集する。

令和元年10月21日

山梨県後期高齢者医療広域連合長 保坂 武

1 期日 令和元年10月29日(火)午後2時00分

2 場所 山梨県自治会館1階 講堂

### 【応招・不応招議員】

#### 応招議員(23名)

1番 深沢健吾 君	2番 渡辺利彦 君	3番 鈴木孝昌 君
4番 深沢敏彦 君	6番 小沢栄一 君	7番 有野一成 君
8番 千野秀一 君	9番 谷口和男 君	10番 河野智子 君
11番 遠藤美智子 君	12番 飯島武志 君	13番 田中 清 君
14番 笠井雄一 君	15番 近藤文男 君	16番 田中一泰 君
17番 望月藤一 君	19番 河住保茂 君	21番 渡部 保 君
22番 渡邊喜久一 君	24番 小林清一 君	25番 倉沢鶴義 君
26番 木下善満 君	27番 嶋崎義人 君	

#### 不応招議員(4名)

5番 藤本 実 君	18番 樋口正訓 君	20番 佐藤一仁 君
23番 羽田彌壽彦 君		

## 令和元年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会

### 議事日程(第1号)

令和元年10月29日(火)午後2時00分開会

#### 1 開会

#### 2 広域連合長あいさつ

日程第1 議員の議席の指定

日程第2 会議録署名議員の指名

日程第3 会期の決定

日程第4 山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について

日程第5 認定第1号 平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第6 認定第2号 平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第7 議案第6号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について

日程第8 議案第7号 令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1～日程第8まで議事日程に同じ

---

### 出席議員(23名)

1番 深沢健吾 君	2番 渡辺利彦 君	3番 鈴木孝昌 君
4番 深沢敏彦 君	6番 小沢栄一 君	7番 有野一成 君
8番 千野秀一 君	9番 谷口和男 君	10番 河野智子 君
11番 遠藤美智子 君	12番 飯島武志 君	13番 田中 清 君
14番 笠井雄一 君	15番 近藤文男 君	16番 田中一泰 君
17番 望月藤一 君	19番 河住保茂 君	21番 渡部 保 君
22番 渡邊喜久一 君	24番 小林清一 君	25番 倉沢鶴義 君
26番 木下善満 君	27番 嶋崎義人 君	

---

### 欠席議員(4名)

5番 藤本 実 君	18番 樋口正訓 君	20番 佐藤一仁 君
23番 羽田彌壽彦 君		

---

### 地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

広域連合長 保坂 武 君  
事務局長 功刀正 君 事務局次長 細田一樹 君  
業務課長 石井源仁 君 会計管理者 中楯都 君  
業務課資格管理担当リーダー 羽田昌訓 君  
業務課庶務担当リーダー 塩谷真紀 君  
業務課給付担当リーダー 神田晃二 君

---

## 事務局職員出席者

書記長 有賀英敏 書記 古屋真里 書記 田中亜実

---

### 【開 会】

開会 午後 2 時 00 分

●議長(深沢敏彦君) ただいまから、令和元年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を開会いたします。議員定数 27 人のうち、本日の出席議員は 23 人でございます。よって、地方自治法第 113 条の規定による過半数の定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

---

### 【諸般の報告】

●議長(深沢敏彦君) 本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。日程に入ります前に、ご報告申し上げます。5 番藤本実議員、18 番樋口正訓議員、20 番佐藤一仁議員、23 番羽田彌壽彦議員より欠席の届けがありました。次に、地方自治法第 235 条の 2 第 3 項及び 199 条第 9 項の規定に基づく、監査委員からの例月現金出納検査、並びに定例監査の報告は、お手元に配布のとおりです。議案説明のため、地方自治法第 121 条の規定により、広域連合長以下、関係職員の出席を求めました。以上で、諸般の報告を終わります。

---

### 【広域連合長あいさつ】

●議長(深沢敏彦君) ここで、保坂広域連合長から発言の申し出がありますので、これを許可いたします。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 保坂広域連合長。

○広域連合長(保坂武君) 皆様、こんにちは。広域連合長の保坂でございます。

まずは、このたびの台風により、犠牲になられた方々のご冥福をお祈りするとともに、被災されました方々に心よりお見舞いを申し上げます。併せて被災地の一刻も早い復興を議員の皆様とともに心よりお祈り申し上げます。

令和元年第 2 回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会が開催されるにあたり、ひとことご挨拶申し上げます。本日、広域連合議会の定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様方におかれましては、公務ご多忙の中ご出席を賜り、心より感謝申し上げます。

さて、後期高齢者医療の現状につきましては、医療費や被保険者が年々増加する傾向にあり、昨年度の山梨県の後期高齢者の医療費は、1,081 億円余りで、前年より約 1.4% の増加となっております。

また、国では、人生 100 年時代を見据え、高齢者の健康増進を目的とした、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するための体制の整備等を盛り込んだ健康保険法等の一部改正が 5 月に成立、公布されました。その後 6 月に閣議決定された骨太の方針 2019 においても高齢者 1 人 1 人に対し、きめ細かな保健事業を行うため、市町村における保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するとされました。こうした国の動向を見ながら、各市町村とも緊密に連携を図り、制度の円滑な運営に、なお一層の努力をしてまいる所存でございます。

本日は、平成 30 年度決算の認定案など計 4 議案を提案させていただいております。何とぞ十分にご審議をいただき、ご決定を賜りますよう、お願い申し上げます。ご挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしく願いいたします。

---

#### 【議席の指定】

●議長(深沢敏彦君) それでは、日程第1「議員の議席の指定」を行います。新たに選出されました3名の議員について、会議規則第4条第2項の規定により、5番大月市選出藤本実議員、6番葦崎市選出小沢栄一議員、15番早川町選出近藤文男議員の議席を指定いたします。

---

#### 【会議録署名議員の指名】

●議長(深沢敏彦君) 次に、日程第2「会議録署名議員の指名」を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、12番飯島武志議員、27番嶋崎義人議員を指名いたします。

---

#### 【会期について】

●議長(深沢敏彦君) 次に、日程第3「会期の決定について」を議題といたします。  
お諮りいたします。本定例会の会期は、本日1日間とすることに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(深沢敏彦君) ご異議ありませんので、本定例会の会期は、本日1日間と決定いたしました。

---

#### 【山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について】

●議長(深沢敏彦君) 次に、日程第4「山梨県後期高齢者医療広域連合議会運営委員会委員の選任について」を議題といたします。議会運営委員会委員の選任は、委員会条例第4条の規定により、議長において指名いたします。3番鈴木孝昌議員、17番望月藤一議員の2名を指名いたします。

お諮りいたします。議会運営委員会委員として、ただいま指名いたしました鈴木孝昌議員、望月藤一議員の2名を選任することに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声』

●議長(深沢敏彦君) ご異議ございませんので、よって、ただいま指名いたしました、鈴木孝昌議員、望月藤一議員を議会運営委員会委員に選任することに、決定いたしました。

---

#### 【日程第5 認定第1号】

●議長(深沢敏彦君) 次に日程第5、認定第1号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」及び、日程第6、認定第2号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。

審議に先立ち、監査委員から、認定第1号、及び第2号についての、決算審査結果について、意見書の報告を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 望月藤一監査委員。

○監査委員(望月藤一君) 監査委員の望月でございます。平成30年度決算審査の結果について報告を致します。審査は、令和元年8月26日午後1時30分より、広域連合事務室において、私と渡邊代表監査委員の両名で行いました。審査にあたっては、地方

自治法第233条第2項の規定により、広域連合長から提出された、歳入歳出決算書、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書が、それぞれ関係法令に準拠して作成されているか、決算の計数に誤りがないか、予算は適正かつ効率的に執行されているかなどに主眼をおき、関係諸帳簿及び諸書類と照合しながら実施したところでございます。

審査に付された歳入歳出決算書及び証書類その他政令で定める書類は、いずれも関係法令に準拠して作成されており、その計数は、関係諸帳簿及び証書類と照合した結果、正確であると認められました。

また、予算は適切かつ効率的に執行されているものと認められました。意見としましては、次のとおり提出をいたしました。

お手元の決算審査意見書の最終8ページにございますが、一般会計及び後期高齢者医療特別会計の事務費の財源については、その多くが市町村からの負担金によるものであるため、市町村の負担軽減を図る意味でも、引き続き経常経費の節減に取り組まれない。

一方で、毎年増加の一途をたどっている高齢者の医療費については、被保険者数の増加はしているが、平成30年度の一人当たり医療費は0.7%の減となっている。しかしながら、高齢化、医療の高度化が進み、医療費の増加傾向は続いている。

令和元年8月の厚生労働省の調剤医療費の動向における都道府県別後発医薬品割合によると、山梨県は平成30年度2月（H31.2）時点で73.6%の全国44位となっており、後発薬の使用が進んでいない。前年同月と比較すると7.0ポイント伸びており、山梨県の伸び幅が1位となっているが、国は令和2年9月までに80%を目標としており、更なる使用促進策を検討すると共に、ジェネリック医薬品の使用促進など医療費の適正化や健康増進事業等を市町村と連携しながら継続していくことにより、その抑制に努められたい。また、負担区分の変更等で生じた医療費の返納金については、公平・公正性を保つ意味でも更なる取組み強化を図られたい。

今年4月の財務省の財政制度等審議会では、引き続き、後期高齢者の医療費を少子化の進む中、増え続ける医療費抑制のため、自己負担額を1割から2割に引き上げるよう提案をしている。政府は、10月に予定している消費税率10%への引き上げがほぼ確定したことを受け、2020年度の経済財政運営の基本指針「骨太の方針」で、医療・介護を含む改革案を取りまとめる方針で調整に入っていることから、国や県、市町村との連携を深め、社会情勢や医療費の動向を注視する中で後期高齢者に対する適切な医療給付を行うと共に、適正かつ効率的な予算執行に一層努力されたい。

以上の意見を提出いたしました。

●議長(深沢敏彦君) 監査委員の監査結果の報告が終わりました。ただいまから、認定第1号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 認定第1号、平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。内容につきましては、細田事務局次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 細田事務局次長。

○事務局次長(細田一樹君) それでは、平成30年度一般会計歳入歳出決算の認定についてご説明いたします。資料1の「歳入歳出決算書」の「事項別明細書」により、主な歳入・歳出についてご説明をいたします。6～7ページをお開きください。

それではまず、歳入であります。1款「分担金及び負担金」は、4億7,430万5,612円の収入となっております。内容としましては、事務費 共通経費負担金として、構成27市町村から4億7,328万8,000円、広域連合専用のシステム端末の追加設備分として9市町村から101万7,612円の収入であります。2款「財産収入」10,625円は、財政調整基金の利息分であります。3款「繰入金」3,858万1千円は、後期高齢者医療広域連合電算システム機器及び財務会計システムを更改したため、財政調整基金からの繰入れたものであります。4款「繰越金」2,110万4,957円は、前年度からの繰越金であります。5款「諸収入」2万4,680円は、預金利子であります。

以上、歳入合計につきましては、予算現額5億3,403万1千円に対しまして、調定額・収入済額ともに、5億3,402万6,874円となっております。

次に、歳出についてご説明いたします。8～9ページをお開きください。1款「議会費」は、98万26円となっております。平成30年度は、定例会を2回開催し、主な支出は、議員27名の報酬及び費用弁償であります。次に、2款「総務費」のうち、1項「総務管理費」1目「一般管理費」の支出は、1億6,799万9,619円となっております。この、「一般管理費」につきましては、主な、節でご説明をいたします。

なお、備考欄に主な内容が記載されておりますので、ご参照をお願いいたします。

3節「職員手当等」512万5,388円は、派遣職員20名のうち、18名に通勤手当を369万5,780円、同じく派遣職員14名に時間外勤務手当を138万8,928円支出しております。11節「需用費」145万7,361円は、事務用品などの消耗品に46万6,037円、事務所の電気料に83万8,573円などを支出しております。12節「役務費」64万3,494円は、電話料など通信運搬費に、46万1,330円 公用車2台の自動車損害保険料に5万3,040円などを支出しております。13節「委託料」544万5,981円は、財務会計システム及びグループウェア委託料に387万936円、条例等整備委託料に113万2,920円、公会計システム委託料に40万8,888円などを支出しております。14節「使用料及び賃借料」1,269万9,602円は、広域連合事務所等不動産借上に552万8400円、公用車2台の車輛借上料に60万2,479円、内部情報系パソコン及びサーバーリース料に476万5,398円などを支出しております。18節「備品購入費」9万5,882円は、ICレコーダー、財務会計システム備品（サーバー）の購入費であります。19節「負担金、補助及び交付金」1億4,229万9,461円は、主に広域連合の派遣職員20名の給与等1億4,166万8,461円を、派遣元の市町村に支出しております。3項「監査委員費」25万9,620円は、監査委員2名の報酬及び費用弁償であります。

続きまして、10ページをお開きください。次に、3款「民生費」3億4,347万3,669円は、共通経費分として特別会計へ、繰出してあります。共通経費の内容がありますが、電算システム委託料、国保連合会への手数料及び委託料、被保険者への医療費通知の通信費などであります。4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」1万625円は、財政調整基金の利息を積立てたものです。5款「予備費」は使用してありません。

以上、歳出合計は、予算現額5億3,403万1千円に対し、支出済額5億1,272万3,559円、不用額2,130万7,441円となっております。以上が、事項別明細書による説明であります。

引き続き、一般会計の「実質収支に関する調書」であります。12ページをお開きください。歳入総額5億3,402万7千円歳出総額5億1,272万4千円歳入歳出 差引額2,130万3千円であります。翌年度へ繰り越すべき財源はありません。実質収



支額は、2, 130万3千円となっております。

以上が、平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入・歳出決算の内容であります。

引き続き、31ページからの財産に関する調書の説明をさせていただきます。

内容につきましては、32ページをお開きください。1、公有財産は、ありません。2、物品、につきましては、レセプト保管用平行移動書庫一式と、公会計システムとなっております。平成30年度の増減はありません。3、債権はありません。4、基金がありますが、(1)の財政調整基金は、前年度末現在高1億2,593万7千円、決算年度中増減高は3,857万円の減、決算年度末現在高、8,736万7千円となっております。(2)給付基金は、前年度末残高18億934万7千円、決算年度中増減高は、15万5千円の増、決算年度末現在高、18億950万2千円となっております。(3)保健事業等支援基金は、平成30年度に制定したもので、前年度末残高0円、決算年度中増減高は、3,224万3千円の増、決算年度末現在高、3,224万3千円となっております。

以上が、「財産に関する調書」であります。ご審議のほどよろしくお願いたします。

●議長(深沢敏彦君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、認定第1号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長(深沢敏彦君) お諮りいたします。認定第1号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって「認定第1号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### 【日程第6 認定第2号】

●議長(深沢敏彦君) 次に、日程第6、認定第2号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」事務局に、説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 認定第2号、平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定についてであります。地方自治法第233条第3項の規定により、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) 引き続き、後期高齢者医療特別会計を、資料1で説明させていただきます。14ページをお開きください。特別会計は、医療の給付に関する収支が主なものとなります。後期高齢者医療に係る財源区分については、後ほど資料2補足資料の3ページをご覧ください。

決算書の13ページからが、特別会計になりますが、14ページ一番下の歳入合計をご覧ください。

予算現額1,031億857万3千円、調定額1,030億4,188万6,521円、収入済額1,030億3,050万8,890円、不能欠損額84万6,623円、収入未済額1,053万1,008円です。

次に、15ページ歳出、一番下の歳出合計をご覧ください。予算現額1,031億857万3千円歳入と同額、支出済額1,011億4,502万3,976円、不用額1

9億6,354万9,024円です。一番下の表外にある歳入歳出差引額18億8,548万4,914円は、実質収支額になります。

18、19ページをご覧ください。詳細につきましては、主に決算書の事項別明細書で説明しますが、歳入については、節において収入済額が1億円を超える所を主に説明します。なお、22ページ(1款から9款)までは調定額と収入済額が同額になっておりますので収入済額のみで説明します。

1款「市町村支出金」1項「市町村負担金」は、医療の給付に係る市町村の負担金です。1目1節「保険料等負担金」69億9,315万109円は、各市町村で収納した保険料相当額です。2目「療養給付費負担金」1節「現年度分」78億5,351万1,139円は、療養給付費の1/12分にあたる市町村が負担すべき定率負担分です。3目1節「保険基盤安定負担金」20億8,757万929円は、保険料の均等割軽減〔低所得者(9割と8.5割(本則7割)・5割・2割)の7割軽減分までと、元被扶養者の5割軽減分〕の財源であり、備考欄の県3/4分15億6,567万8,197円は、一旦市町村で受入れ、市町村1/4分、5億2,189万2,732円と併せて負担することになっています。補足資料の4ページに市町村負担金一覧がありますので、ご参照ください。また、補足資料の5・6ページに保険料収納状況表がありますので、ご参照ください。

2款「国庫支出金」は、医療の給付に係る国の負担金と補助金となります。1項「国庫負担金」です。1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」252億5,502万4,021円は、国が負担すべき定率負担分で、療養給付費の3/12分に相当する額になります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」4億1,085万8,197円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国が負担するものです。

19ページに移ります。2項「国庫補助金」です。1目1節「調整交付金」92億3,721万9千円は、各広域連合間の財政力不均衡を調整するもので、医療給付費の概ね1/12分を交付されます。3目1節「円滑運営臨時特例交付金」4億807万8,572円は、低所得者の保険料均等割軽減(9割・8.5割ー保険基盤安定負担金)に係る財源として、特別対策で補填されるものです。

3款「県支出金」は、医療の給付に係る県の負担金と補助金等となります。1項「県負担金」です。1目「療養給付費負担金」1節「現年度分」80億2,373万4,288円は、療養給付費の1/12分にあたり、県が負担すべき定率負担分です。

20ページになります。2目「高額医療費負担金」1節「現年度分」4億1,085万8,197円は、高額な医療費の発生による広域連合の財政リスクを緩和し、財政の安定化を図るため、レセプト1件当たり80万円を超える医療費のうち保険料と調整交付金に係る部分の1/4分を国と同様に県が負担するものです。

4款「支払基金交付金」は、現役世代からの支援金で、給付費用の4/10相当額にあたります。この交付金は、全国の各医療保険者から集めた現役世代負担分を各都道府県の医療費に基づき、支払基金が広域連合に交付するもので、1項1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」は収入済額406億7,706万9,771円で、備考欄にもありますが、前年度分返還額3億4,629万3,229円を相殺してあります。

続いて21ページになります。7款繰入金は、1項1目「一般会計繰入金」1節「事務費繰入金」3億4,347万3,669円は、市町村からの事務経費の負担金を一旦一般会計で受け入れ、特別会計へ繰り出したものです。

8款「繰越金」1項1目1節は、10億1,922万3,091円、平成29年度繰越金です。

22ページになります。10款「諸収入」3項「雑入」1目1節「第三者納付金」の調定額1億5,885万7,331円、収入済額1億5,546万3,814円、収入未済額339万3,517円で、交通事故等の第三者行為に係る医療費で加害者からの納付金です。件数は1千95件でした。

以上が歳入の詳細です。

歳出の詳細につきましても、節において支出済額が1億円を超える所を主に説明します。

24ページになります。1款「総務費」1「項総務管理費」1目「一般管理費」は、運営に係る事務経費です。13節「委託料」2億7,579万7,097円です。広域連合システム1億1,669万5,080円等です。

25ページになります。2款「保険給付費」は、被保険者12万6,928人(3月～2月平均)に対する医療費等で、給付費用になります。審査支払手数料以外は19節負担金、補助及び交付金です。1項「療養諸費」1目「療養給付費」935億5,816万6,092円は、入院、外来、歯科等の給付費(負担金)です。なお補足資料8ページに医療費等の状況についてありますので、ご参照ください。2目「訪問看護療養費」3億9,943万9千円(負担金)の件数5,926件です。5目「審査支払手数料」2億6,879万1,075円は、国保連合会に委託している審査支払に係る費用です。1件75円で、件数358万3,881件です。6目「療養費」10億3,404万683円は、補装具、柔道整復等の給付(負担金)です。支払件数は、7万2,649件です。

26ページをご覧ください。2項「高額療養諸費」は補助金です。1目「高額療養費」38億4,626万2,316円は、窓口で支払う自己負担分が、所得に応じて定められた自己負担限度額を超えたものについて給付するもので、20万410件分です。3項「その他医療給付費」1目「葬祭費」3億7,360万円は、被保険者の死亡に対し、葬祭を行う者に、葬祭費として5万円を給付(補助金)するものです。給付件数は、7,472件です。

続いて27ページをご覧ください。7款「諸支出金」は、保険料の市町村への還付、国・県等への償還金と保険料を還付するときの加算金です。23節は償還金、利子及び割引料です。1項「償還金及び還付加算金」2目「償還金」10億7,040万6,948円は、平成29年度の療養給付費等国・県支出金の精算に伴う返還金です。内訳は備考欄のとおりです。

以上が歳出の詳細です。

29～30ページが、「実質収支に関する調書」です。14・15ページで説明しました歳入総額、歳出総額、歳入歳出差引額で、翌年度へ繰り越すべき財源がありませんので、実質収支額は18億8,548万4,914円となります。

以上、平成30年度後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算書について説明させていただきました。よろしくお願いたします。

●議長(深沢敏彦君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、認定第2号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 19番河住保茂議員。

○議員(河住保茂君) 22ページ「諸収入」の中の不納欠損が846,623円ありますが、内容を教えていただけますか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) 資料2の5ページをご覧ください。「平成30年度後期高齢

者医療保険料収納状況表（現年度分）」が載っております。一番下に合計不納欠損額があり、現年度分につきましては32,830円となっております。例えば、災害・火災等で財産を喪失した方がいると保険料を納めることができなくなり、不納欠損とすることがあります。続いて6ページをご覧ください。滞納繰越分の不納欠損額は6,423,952円あります。これは過年度分で災害等によって生じた不納欠損であります。これらは市町村で計算された後に負担金として広域連合へ返ってくるものですので、1款が市町村負担金であり、実際には不納欠損といいそれぞれの市町村にはありますが、1款の中に不納欠損という額はございません。10款3項「雑入」2目「返納金」2節「過年度分」の不納欠損額846,623円は所得の更正等で負担区分が変更になった方から高額医療費、医療給付費を返還していただくものです。未納者に対しては、再度文書を送り、納付してくれるようお願いしております。また、臨戸訪問により直接納付をお願いし、一括納付が困難な場合は分納誓約をしてもらうなど、安易に不能欠損しない対応を取っております。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦君） 19番河住保茂議員。

○議員（河住保茂君） 数字の部分では理解できたのですが、説明が良く分からなかったです。簡単に言うと、保険料が確定申告によって誤差が出ることにより846,623円が発生してしまうという解釈でよろしいでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦君） 石井業務課長。

○業務課長（石井源仁君） ありがとうございます。その通りでございます。

●議長（深沢敏彦君） 他にございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦君） 11番遠藤美智子議員。

○議員（遠藤美智子君） 今の不納欠損額との関連ですが、資料2の6ページにあります「平成30年度後期高齢者医療保険料収納状況表（滞納繰越分）」を見ると、収納率が市町村によって様々ですが、当市の上野原市では47.17%、南アルプス市では73.20%、また道志村については100%とあるが、その違いはどうか。詳細がわかれば教えてください。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長（深沢敏彦君） 石井業務課長。

○業務課長（石井源仁君） 滞納繰り越し分についても収納率向上を強化しているところですが、なかなか納められなかった保険料につきましては、納めていただけない状況が続いております。ただし、まずは現年度分の保険料について収納していただき、繰越す保険料を少なくするよう努めております。各市町村においても、収納率の向上に努めていただいております。全市町村が100%の状況が望ましいとは思いますが、各市町村において対応している個々の事由により、差が出てしまうのが現状です。

●議長（深沢敏彦君） 他にございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長（深沢敏彦君） お諮りいたします。認定第2号「平成30年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「認定第2号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

【日程第7 議案第6号】

●議長(深沢敏彦君) 次に日程第7、議案第6号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 議案第6号、令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)についてであります。補正予算額は2,130万2千円の追加であります。内容につきましては、細田次長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 細田事務局次長。

○事務局次長(細田一樹君) それでは「令和元年度一般会計補正予算(第1号)について」ご説明いたします。お手元の資料3「補正予算説明書」の6ページをお開きください。

歳入、4款「繰越金」1項「繰越金」1目「繰越金」を2,130万2千円増額し、2,130万3千円とするものです。これは、平成30年度の決算による剰余金が2,130万3千円となるため、これを予算に反映したものです。

次に歳出についてご説明いたします。8ページをお開きください。2款「総務費」1項「総務管理費」1目「一般管理費」を31万7千円増額し、1億6,673万1千円とするものです。これは会計年度任用職員制度開始に伴い、地方自治法施行規則が改正され、歳出予算の「7節、(賃金)」が削除されることから財務会計システムを改修するための費用です。

また、4款「諸支出金」1項「基金費」1目「財政調整基金費」を2,098万5千円増額し、2,099万4千円とするものです。これは、地方財政法の規程により、前年度剰余金を、積み立てるものであります。

以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

●議長(深沢敏彦君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第6号の質疑を行います。質疑ございませんか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 15番近藤文男議員。

○議員(近藤文男君) 歳出予算「賃金」が削除されると言っておりましたが、賃金を支払う職員がいると思うのですが、どうしてですか。何か規則が変わるのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 細田事務局次長。

○事務局次長(細田一樹君) 「賃金」というのは正職員ではなく、当広域連合におります嘱託職員に支払う給料は7節「賃金」から支出しております。しかし、地方自治法の施行規則が改正され、嘱託職員ではなく、会計年度任用職員となります。フルタイムの雇用であれば、正職員と同様に「給料」となりますが、パートタイム雇用は、「報酬」となります。したがって、7節「賃金」という科目がなくなり、別の科目から支払うこととなります。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 15番近藤文男議員。

○議員(近藤文男君) 別の科目というのは、「賃金」ではなく、新たに設けるといことでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 細田事務局次長。

○事務局次長(細田一樹君) 「賃金」ではなく、「給料」もしくは「報酬」という節か

ら支出するものです。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 15番近藤文男議員。

○議員(近藤文男君) 「賃金」の額は増えるが、嘱託職員の給料表に当てはめて取り扱うこととなるのでしょうか。額の決定は、何を基準とするものになるのでしょうか。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 細田事務局次長。

○事務局次長(細田一樹君) 2月にあります定例会において、条例を上程させていただき、詳しく説明させていただきたいと思っております。ただし、財務会計システムについては、条例制定前に作業しないといけないため、今回補正させていただきました。

●議長(深沢敏彦君) 他にございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長(深沢敏彦君) お諮りいたします。議案第6号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合一般会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり認定することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「議案第6号」は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

#### 【日程第8 議案第7号】

●議長(深沢敏彦君) 次に日程第8、議案第7号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について」を議題といたします。事務局より説明を求めます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 功刀事務局長。

○事務局長(功刀正君) 議案第7号、令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)についてであります。補正予算額は18億7,858万4千円の追加であります。内容につきましては、石井業務課長よりご説明申し上げます。

『「はい、議長」と呼ぶ者あり』

●議長(深沢敏彦君) 石井業務課長。

○業務課長(石井源仁君) それでは資料3補正予算説明書の事項別明細書で説明しますので、16・17ページをご覧ください。

歳入につきましては、2款「国庫支出金」1項「国庫負担金」と3款「県支出金」1項「県負担金」の両方とも2目「高額医療費負担金」2節「過年度分」441万6千円は、前年度実績の精算で不足額が生じたための補正です。

4款1項「支払基金交付金」1目「後期高齢者交付金」1節「現年度分」4億7,116万3千円の減額は、前年度実績の精算で多く交付された分を、今年度交付されるものから差し引かれるための減額補正です。

7款「繰入金」2項「基金繰入金」1目1節「後期高齢者医療給付基金繰入金」4億5,543万2千円の増額は、財源不足分を繰り入れるものです。

8款1項1目1節「繰越金」18億8,548万3千円は、平成30年度決算における実質収支額に合わせる補正です。

以上が歳入の説明です。

次に18・19ページをご覧ください。歳出につきましては、2款「保険給付費」から財源更正で、補正額はありません。20・21ページの6款「公債費」まで、同様です。補正額がでますので、7款「諸支出金」1項「償還金及び還付加算金」2目「償還

金」18億7,858万4千円は、国庫と県へ返す償還金です。国庫へは17億836万1,098円、県へは1億7,022万7,137円をそれぞれに返還する予定です。

以上が歳出の説明です。

●議長(深沢敏彦君) 事務局の説明が、終わりました。ただいまから、議案第7号の質疑を行います。質疑ございませんか。無いようですので、質疑を終結し、討論に入ります。討論は、ございませんか。無いようですので、討論を終結し、採決いたします。

●議長(深沢敏彦君) お諮りいたします。議案第7号「令和元年度山梨県後期高齢者医療広域連合後期高齢者特別会計補正予算(第1号)」は、原案のとおり可決することに、賛成の諸君の挙手を求めます。挙手全員でございます。よって、「議案第7号」は、原案のとおり認定することに決定いたしました。

---

#### 【条項、字句等の整理】

●議長(深沢敏彦君) お諮りいたします。本定例会において議決されました各案件について、その条項、字句、その他整理を要するものについては、議会会議規則第43条の規定により、その整理を議長に委任願いたいと思います。これに、ご異議ございませんか。

『「異議なし」の声あり』

●議長(深沢敏彦君) 異議なしと認めます。よって、本定例会において議決されました、各案件の整理については、これを議長に委任することに決定いたしました。

以上を持って、本定例会に付されました議案の審査は、すべて終了いたしましたので、会議を閉じます。

---

#### 【閉会】

●議長(深沢敏彦君) ここで、閉会に当たり一言申し上げます。

山梨県後期高齢者医療広域連合の定例会も、議員各位、並びに当局のご協力をいただき、全日程を無事終了することができました。心より感謝申し上げます。以上をもちまして、令和元年第2回山梨県後期高齢者医療広域連合議会定例会を閉会といたします。ご苦労さまでした。

<書 記>

ご起立下さい。

相互に礼。(お疲れ様でした。)

閉会 午後3時13分

地方自治法第 123 条の規定により署名する。

議会議長 深 沢 敏 彦

署名議員 飯 島 武 志

署名議員 嶋 崎 義 人